

「もと城東区役所用地活用」に関する市長答弁（抜粋）  
（令和2年3月19日 財政総務委員会）

**【答弁概要】**

- 未利用地については市民の貴重な財産であり、これまで、まちづくりや歳入確保の観点から計画的な売却に重点を置いて、有効活用に取り組んできた。
- もと城東区役所用地の活用については、最有効使用での価格を予定価格とすることを前提に、この間、区役所が区民の意見や区民と積み上げてきた議論経過等を尊重して、医療または高齢者福祉分野の機能にくわえて、水害時避難ビルの指定等一定の防災機能を求める条件を付したものであり、財源確保と地域ニーズの双方を踏まえた妥当な案だと考えている。
- したがって、この実施案に基づいて早急に売却事務を進めるよう指示しているところである。